

りっけんユース規約

(基本理念)

私たちの国は、バブル崩壊後、「失われた〇年」という数字が増えていくばかりでした。

今や、自分の行動で国や社会を変えられると答えた日本の 18 歳の若者は、26.9%と調査した国の中で断トツの最下位となっています。一人ひとりにあった、個性を認め合い、自分らしく生き抜く力を磨くなど、若者の叫びに応えられる社会の構築が急務です。

若者を取り巻く様々な課題は明確に認知されているのにも関わらず、なぜ解決の糸口も見えず、悪化の一途をたどるのでしょうか。その原因は、個々にあげることにはできると思いますが、帰するところ、若者にとって政治が自分たちの暮らしに直結し、自分たちの力で社会を動かすという実体験の少なさ、そして生の政治の現場に触れ合う機会の少なさではないでしょうか。

各現場での若者の活躍は目覚ましく、起業家やインフルエンサーなど SNS で時代を席捲しています。しかし、それが社会制度や政治という分野では、未だその流れを築き上げることができていません。

私たちは、このような観点から、若者が政治を体感できる現場を築き、若者の考えを実際の政策プロセスへ反映させていくチャレンジを行うため、りっけんユースを設立します。

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条

本団体は、「りっけんユース」と称し、事務局を立憲民主党本部におく。

(目的)

第 2 条

本団体は、若者が政治を体感できる現場を築き、若者の考えを実際の政策プロセスへ反映させていくチャレンジを行うことを目的とする。

(活動内容)

第3条

- 1) 若者の政治との触れ合いの機会創出
- 2) 若者の政治の学びの機会創出
- 3) 若者の政治の政策形成プロセスへの参加機会創出

第2章 会員

(会員)

第4条

- 1 本団体の会員は、本団体の基本理念および目的に賛同する16歳～25歳で、入会手続きを経た者とする。未成年者は保護者の同意を得ることとする。
- 2 会費は、必要としない。

(退会)

第5条

本団体から退会する者は退会届を実行委員会に提出し、任意に退会できる。

(会員資格の喪失)

第6条

公序良俗に反した行いや、立憲民主党やその他の団体の名誉を棄損するような行為を行った会員は、会員資格を喪失する。

第3章 実行委員会

(実行委員会)

第7条

本団体は実行委員会をおき、活動目的を達するために構成され、委員は次のとおりとする。

- 1 りっけんユース代表・副代表
- 2 コーディネーター

(りっけんユース代表・副代表)

第8条

りっけんユース代表・副代表は、次のとおり会員から選出される。

- 1 代表 1名
- 2 副代表 2名以上(企画・広報など)

(りっけんユース代表・副代表の選出・改選)

第9条

りっけんユース代表・副代表の選出・改選は、12月に行うこととする。新代表・副代表は、現代表・副代表とコーディネーター、事務局で相談の上、選任される。

(りっけんユース代表・副代表の任期)

第10条

- 1 代表・副代表の任期は1月1日～12月31日の一年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 代表・副代表の任期途中の追加及び退任は、代表・副代表とコーディネーター、事務局で相談の上、行うこととする。

(コーディネーター・事務局)

第11条

- 1 本団体にコーディネーターをおく。
- 2 コーディネーターは、立憲民主党青年局に委嘱する。
- 3 コーディネーターは、本団体の運営が円滑に進み、活動の目的が達するよう、適宜助言や調整を行い、役員へ活動の報告を求めることができる。
- 4 事務局は党本部が担うこととする。

第4章 規約改正

(規約改正)

第12条

本規約の改正は会員の2分の1以上の賛成とコーディネーターの同意によって行うことができる。

更新 2022年12月13日